

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成26年5月7日 午後1時30分 開会 午後4時40分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	渡辺順子委員長 吉川重雄副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 三澤龍夫委員 関 威國委員 鈴木京子委員 奥津勝子議長
4 傍聴議員	坂田よう子議員 片野哲生議員 竹内恵美子議員 清水弘子議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、 二挺木政策総務部長、森田政策課長、齊藤副課長兼政策係長、 小林政策係主査、大槻総務課長、 甲木税務課長、杉山滞納対策担当主幹、熊澤町民税係長、 佐宗資産税係長、 二挺木都市建設部長、作古都市計画課長、 小瀬村副課長兼都市計画係長、廣野都市計画係主査、 和田消防長、関口消防総務課長、古正副主幹兼予防係長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町火災予防条例の一部改正について (2) 大磯町第四次総合計画後期基本計画策定方針について (3) 特定地域再生計画策定事業について (4) 大磯町町税条例の一部改正について (5) 小湊綾海岸松林地区における風致地区等の指定について (6) 自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備について (7) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) 大磯町火災予防条例の一部改正について

「消防法施行令」の一部改正に伴い、「大磯町火災予防条例」の一部を改正することについて、担当課（消防総務課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

改正の理由は、昨年 8 月の京都府福知山市の花火大会における大規模事故の発生に伴い、大規模な屋外イベント会場における火気類使用について消防庁火災対策検討部会で提言がまとめられた。本提言を受けて防火管理を徹底する仕組みを構築する目的から 5 点について政令改正が行われ、そのうち町として対応すべき 2 点について条例改正を行うものである。

改正内容の 1 点目は、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のある恐れがある器具の取扱い基準に関する事項である。祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しにおいて、火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、このような催しに際して対象火気器具類を使用する場合には消火器を準備したうえで使用することを義務付けるものである。町条例における改正箇所は、第 18 条「液体燃料を使用する器具」、第 19 条「個体燃料を使用する器具」、第 20 条「気体燃料を使用する器具」、第 21 条「電気を熱源とする器具」、第 22 条「使用に際し火災の発生のおそれのある器具」である。

2 点目は、火災とまぎらわしい煙等を発生する恐れのある行為等の届出に関する事項である。祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しに際して、露店等を開設する場合は消防機関への届出を義務付けるものである。

なお、政令改正における大規模な指定催し（11 万人以上の来場者で露店が 100 店舗以上）に対する防火管理体制構築の義務付け及び当該義務違反に対する罰則、並びに附則関係の 3 点については、町の現状や罰則について地方検察庁との協議に要する時間等を考えた中で、今回の条例の改正には含めずに、近隣市町の状況等を確認して検討を進める。本改正条例は公布の日から施行することを予定している。

本議題は議案として提出される予定であるため、特に確認したい事項について質疑を行った。

◎主な質疑

問. 3 年ほど前に、花水川の河口付近で民間が花火大会を行い、相当の爆発音で地域の住民を驚かせた事件があった。今後検討していく条例の中で、そのような行為に対する届出などで行政がコントロールできるようにならないかと思うが、その点はどうか。

答. 花火自体を規制する条例ではなく、花火大会などにおける露店等を対象とする条例であるため、今後、町において該当する大規模な指定催しの有無、近隣の状況を確認しながら検討していくということである。

問. 催しに際して露店等を開設する場合は消防機関に届け出なければならないことになるが、開設した露店等が届け出ているか否かはどこで、だれが確認するのか。

答. 火災予防条例では催しもの等も届け出ることになっているが無届の場合もある。今後、露店等の届出を含め細かく確認を行うとともに、消防でも指導していきたいと考える。

問. 祭りや花火大会に参加した町民が、届出された露店等の確認ができて安心できるように、町として届出された露店等へ看板掲示するような手段は考えているのか。

答. 現在、国から対応についての通知は来ていないが、届出は1店舗ごとではなく、実施主体が一括して提出するという解釈である。また、届出に対する目印について現時点では考えていない。

問. 催しに参加する人は、露店等の届出を確認することで安全が確認できて、安心を得ることができる。国の通知ではなく、地方分権における町として、災害から町民の命を守る工夫をしてはどうか。実施主体の届出であると、露店等が許可されているのか分からない。町民の命を守る消防として、参加町民に分かる表示方法を考える必要があるのではないか。

答. 表示方法については、今後検討していきたいと思うが、今回の条例改正は、福知山市の事故を踏まえ、主催者、露店等が安全対策をしっかりと行うことを義務化することにあり、その点を第1に考えていきたい。また、催しの実施主体が安全対策を確認するため、実施主体、露店等代表者の双方が安全対策をしっかりと行うこととなる。消防では、昨年8月以降に催し会場における露店等の状況確認等を行っているが、条例改正により届出によるチェック体制を義務化し、安全対策を推進していきたいと考える。

(2) 大磯町第四次総合計画後期基本計画策定方針について

(3) 特定地域再生計画策定事業について

平成28年度から始まる第四次総合計画後期基本計画の策定方針及び国が全額補助する特定地域再生計画策定事業の内容について、担当課（政策課）から資料に基づき一括して説明があった。説明概要は次のとおりである。

平成28年度から始まる第四次総合計画後期基本計画では、人口減少、少子・高齢化の対応が大きな課題であり、重要事項となっている。また、特定地域再生計画策定事業は、少子・高齢化対策など全国の地域に共通する重要な政策課題に計画的に取り組むため、地方公共団体が必要な調査等を実施するために平成24年度に国が作成した補助制度である。

町としては、国の補助制度を利用して人口減少、少子・高齢化対応の調査等を行い、平成28年度から始まる総合計画後期基本計画を策定したいと考えている。現在、国の補助制度については、提案書を提出して5月下旬の選考結果待ちの段階である。以上、

国の補助制度と総合計画後期基本計画の策定は、人口減少等の重要事項において関連性があるため一括して説明する。

まず、大磯町第四次総合計画後期基本計画策定方針について、資料に基づき説明する。大磯町では「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像とし、美しい自然と由緒ある歴史、文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、さらに住みよいまちづくりを目指している。平成 18 年度からスタートした「第四次総合計画」は、平成 18 年度から平成 22 年度までを前期、平成 23 年度から平成 27 年度までを中期、平成 28 年度から平成 32 年度までを後期としており、後期については急激に進む少子・高齢化や町税収入の減少などの社会情勢を踏まえ、平成 26 年度、平成 27 年度の 2 ケ年をかけて総合計画の集大成となる後期基本計画を策定する。

また、後期基本計画策定方針には、総合計画審議会の「大磯町の現状を具体的に盛り込むこと」「財政計画をしっかりと踏まえること」の指摘を反映させている。

次に、策定の視点については、1 点目が「手づくりと創造」をキーワードとした「町民と行政の協働型の計画づくり」、2 点目が実施項目や数値目標を明確にし、計画の進行状況や達成度が適正に評価できる「実効性を確保した分かりやすい計画づくり」、3 点目が「交流人口の増加」と「定住人口の安定化」の実現に向けた「第四次総合計画の集大成となる計画づくり」の 3 点を視点として取り組んでいく。

次に、総合計画の位置づけについては、平成 23 年の地方自治法の改正により、その策定義務はなくなったが、すべての行政活動の基本であることから今後も町の最上位計画として位置付けていく。

次に、総合計画の構成については、基本構想、基本計画、実施計画の三層構成としており、平成 28 年度から始まる後期基本計画における重点プロジェクトを平成 26 年度から平成 27 年度にかけて策定する。

次に、後期基本計画の策定体制については、行政のための計画ではなく、町民と町が一体となりまちづくりを進めていくための計画であるため、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等により、多くの意見を聞く機会を作りながら進めていく。

次に、計画策定スケジュールについては、平成 26 年度は中期基本計画の評価を行うとともに、手に取り読まれる総合計画を目標として後期基本計画骨子案の策定を目指す。

続いて、特定地域再生計画策定事業について、資料に基づき説明する。この事業は少子・高齢化など今後の町の大きな課題解決を目的として、その要因を明らかにするために調査、分析を行う事業であり、平成 24 年度に国（内閣府）で創設された支援制度である。

町で提案する事業名は「大磯多世代まちづくりー「近居」による新たなコミュニティの創出」であり、町の課題である人口減少や高齢化の進展（平成 32 年度には 35%）による町税収入減少や社会保障費増大へ対応するため、血縁のみでなく、地縁を含む

「近居」による多世代でのコミュニティづくりを進め、子育て世代及び高齢者が元気に暮らせる魅力ある地域を創出し、人口減少や高齢化の対策とするものである。本事業では、町民ニーズ等の分析・把握、子育て世代と高齢者の双方が得する新しいコミュニティビジネス等の検討と、これらの継続的な運営を支援する仕組みの検討を行う。また、本事業の過程で得られたデータ等は総合計画後期基本計画に生かしていく。

補助金事業の期間は平成 26 年 7 月から平成 27 年 3 月までであり、要望する国費は 1 千万円である。事業が 5 月下旬に選定された場合には、7 月から人口動態分析等各種調査を開始して来年の 2 月までに終了させるというスケジュールとなる。

◎主な質疑

問. 特定地域再生事業費補助金に空き家の有効活用等があるが、最近の若い人達は大磯の古い民家に大変興味を持っているようであり、古い民家を自分たちでよみがえらせて住みつきたい、そこで仕事をしたいという考えである。そこに大磯町にとって大きな事業の種が見えてきているのではないか。古い民家の持ち主と借主との間に、安心という点で町が関与する仕組みを考えていくとよいのではないか。私たちの考えと若い人達の希望には大きな違いがあると思うので、その点を把握することが、町として実現できるまちづくりであり、その活性化の大きなヒントとなるのではないかと思うがどうか。

答. 町では人口減少、少子・高齢化により核家族化が進み、血縁により子どもや高齢者の面倒を見ることが難しい環境になってきている。そのため、例えば、所有する土地を近居に貸すことにより、血縁以外の近居の中で面倒を見る取り組みなど、多世代による新たなコミュニティづくりをいかに組み合わせるかがポイントになってくると思う。このポイントとなる組み合わせを行政が担うのではなく、コミュニティビジネスに発展できる取組みができれば、人口減少、高齢化の抑制につながると考える。指摘のあった空き家、空き店舗を利用した取組みも大きな部分を占めると考えられるため、調査、研究の中でその取組みの方向性を総合計画等へも位置づけられるように考えていきたい。

問. 空き家を若い人達が購入したいときに、所有者との調整役を行政が担えば安心感が出る。それを制度として設けることにより、もっとおもしろい取組みができると思うかどうか。

答. 南足柄市では、ホームページを活用することで行政が間に入り、空き家対策の取組みをしている。そのような取組みは必要であると思うが、町としては、例えば文化芸術に寄与する利用など、町の目的やビジョンを持った中で、空き家対策に取り組まなければならないと考えている。

問. 説明資料（10 ページ）の事業の基本方針「調査の狙い」の中では、人口減少、高齢化により地域の活力が衰退する恐れがあるため、住民の潜在的活力の掘り起しにより魅力ある地域とし、子育て世代が暮らしやすいまちづくりを行うため、

調査により実現要因を明らかにして地域の継続性を高めていくとしている。全国的にこの課題に直面する地域が多い中、どのくらいの自治体が事業提案しているのか。

答. 制度は、計画策定事業と計画推進事業に分かれる。制度の全体事業費は2億円であり、国は計画推進事業に重点を置いているため、計画策定事業の採択は若干数と聞いている。なお、平成25年度の計画策定事業の採択数は1件である。そのため、国の補助が100パーセントである今回の計画策定事業は、採択のハードルが高い状況にある。

問. 「大磯多世代まちづくりー「近居」による新たなコミュニティの創出」という事業名は、意味が分かりにくい。町は今まで同じような調査を行ってきたと思うが、それを政策として実現させていない状況にある。大事なことは、調査をいかに事業に生かすか、実現させるかということであるが、その点をどのように考えているのか。

答. 事業名は、核家族化が進み家族の支えあいによる生活が難しい中、血縁のみでなく地縁の近居によるコミュニティづくりを進め、子育て世代や高齢者が魅力ある地域の中で生活していくという内容である。また、調査については、今までは町民の意識調査的アンケートであったが、今回は生産年齢人口の確保という重要課題を踏まえ、転入した若い世代を対象に調査、分析を行い、大磯町の魅力などを確認した中で、計画づくりに反映していきたいと考えている。

問. 今、一番難しいのが隣近所であり、亡くなったことが分からないなど様々な問題が起きている。また、地域の祭りなど地域コミュニティも疲弊し、転入する若い世代もドライであるため、地縁づくりがなかなか広まらない状況にある。地域づくりを掘り起こすには相当のエネルギーが必要であり、現状を踏まえた中で、調査結果を確実に実現するため、強い決意も持って対応してほしい。もう1点は総合計画であるが、首長が変わると計画が変わるため、計画を策定しない自治体もある。総合計画は策定すべきであり、基本的な内容は誰が首長となっても変えてはならないと考えるがどうか。

答. 今回は15年間の総合計画基本構想の中の、最後の5年間の後期基本計画の策定であるが、基本構想は平成23年の地方自治法の改正で策定義務がなくなり、議会の議決も要しなくなった。しかし、総合計画は町民と行政が一緒に中長期的ビジョンにおけるまちづくりの柱を策定すべきものと考えており、町として十分議論を重ね、議会の意見等も聞いた中で、計画策定を進めて行かなければならないと考えている。

問. 総合計画における基本構想はどのような内容となるのか。

答. 総合計画は3層で構成され、各種計画体系の頂点として長期行政運営の根幹をなし、町の将来像及び施策大綱の基本的な方向性を示す15年間の基本構想と、町の将来像及び施策大綱を具体化する計画として位置づけ、部門ごとに施策を示

した5年間ごと（前期・中期・後期）の基本計画となっている。

問. 5年間の後期基本計画を策定して行政を進めるのは理解できるが、基本構想は存在すると地方分権による自治体独自のまちづくりが進めづらくなるのではないか。後期基本計画は、今までの形ではない新たなものを作るという考え方に立ち、自分たちの中でまちづくりを理解し、それを実現させることが第一である。そのためには、アンケートや調査の結果を実現させるとことが重要なポイントであるため、その点をしっかりと推進してほしいがどうか。

答. 地方自治法の改正により、策定する基本構想について議会の議決を得る規定が削除されたため、総合計画の議決は各自治体の裁量によることとなっている。今回策定する後期基本計画は、平成18年度からスタートしている基本構想に基づく計画であり、少子高齢化、人口減少等の全国的な課題を調査し、この調査結果を生かした中で計画策定を進めなければならないと考えている。

答. 第四次総合計画基本構想全体は議会の議決を得ているが、今後、基本構想の策定要否については第五次総合計画の策定時において議論されることになると思う。しかし、これから町の高齢化が大きく進む状況の中、高齢者対策は福祉政策としても大変重要な問題であるため、今回の後期基本計画の策定においても、5年間という期間の計画ではなく、もっと先を見据えた計画、仕組みづくりを考えていかなければならないことから、国の補助事業も活用していきたい。

問. 総合計画策定方針は、総合計画審議会の指摘部分（資料アンダーライン）を修正して、最終的に審議会として決まったと考えてよいか。また、審議会後に政策会議で変更した部分があったのか。

答. 策定方針案については、3月28日開催の総合計画審議会に出された意見を踏まえ、方針案を追加・修正して本日表示させていただいた。方針案であるため、本日の議会の意見等もまだ反映できるものと考えている。

問. 資料には案の表示がないため固まったものと考えていた。資料2ページに記載された個別計画は、経営計画でない計画も含まれていると思われるが、現在のすべての計画がここに記載されているのか。

答. 個別計画はこれがすべてではなく、5項目（1. 安全で安心なあたたかみのあるまちづくり、2. 町民の力や知恵が集まるまちづくり、3. 人と自然が共生する循環のまちづくり、4. 心豊かな人を育てるまちづくり、5. 個性と魅力と活力のあるまちづくり）に当てはまるものを列举したものである。

問. 計画はすべて項目の中に位置づけてほしいがどうか。また、項目に大綱、ビジョン、プラン、構想が計画と同等に位置づけられており、5番目の項目には大磯町バリアフリー基本構想が位置づけられている。基本構想と基本計画の位置づけが異なる関係にあって、項目の中に基本構想を位置づけることに問題はないのか。

答. 総合計画を策定するうえで、各種まちづくりの最上位の計画等をこの項目に位

置づけている。

答. バリアフリー基本構想等はあくまでも個別計画の名称であり、総合計画の基本構想、基本計画、実施計画とは解釈が異なる。

問. 項目に示す主な個別計画は、後期基本計画 5 年間の重点プロジェクトを策定するために掲載していると捉えたが、それ以外に関係のない他の計画が存在しているのか。

答. 総合計画は町の最上位計画として位置づけており、その下に個別計画がある。この重点プロジェクトは個別計画を実施するということではなく、重点的に実施すべきものを重点プロジェクトとして位置づけている。

問. 位置づけることは町の価値観が示されるということになると思うが、町として計画の一覧表というものは作成しているのか。

答. 現在、計画を体系的に取りまとめている一覧表は存在していないが、計画名称一覧表は更新作業中である。

問. 町民が大磯町の計画を知りたいときに、全部の計画を知ることができるようにしておいてほしいことを要望する。この 1 千万円の補助金事業が採択されて計画を策定し、その計画を推進する段階になったとき、国からどの程度の補助金交付を受けて事業を推進することができるのか。

答. 特定地域再生計画推進事業として、補助率は 2 分の 1 である。

問. 計画策定に補助金が交付された場合は、計画推進に係る補助金は保証されるのか。

答. 補助金を活用して計画策定を行い、その計画に基づく事業推進であれば 2 分の 1 の補助が受けられ易いということである。

問. 少子高齢化、人口減少という大きな問題を考えた場合、財政問題が大きな問題であるが、総合計画に財政計画をどのように盛り込んでいくのか。

答. 財政計画の策定には人口推計を踏まえた財政推計が必要であり、歳入を見極めた後にしっかりと歳出を位置づけるために、財政計画を策定しながら総合計画事業を進めるという手続きにより総合計画を策定していきたいと考える。

問. 空き家対策として若者たちが古民家を活用するのは分かるが、古い建物には 50 年以上経過しているものもある。また、昭和 57 年以前建築の建物は耐震性が低く、建物がそのまま使用されることを非常に危惧している。安全安心という点から、町がしっかり建物使用について指導していく必要があると思うがどうか。

答. 空き家、空き店舗の利用に町が携わることになれば、その調査は当然必要になると思う。空き家をそのまま利用するのではなく、利用目的と目的達成のための必要な事項を整理して取り組まなければならないと考える。空き家と若者たちの橋渡しの役割のみでなく、耐震化の問題等も整理した中で空き家対策に取り組んでいきたい。

問. 例えば、千葉県鋸南町では、過疎化の対応に行政が率先して、また住民が非常

に積極的に対応している。全国各地でそのような場所があるという現実があり、大磯町も事業化して積極的に取り組むならば職員の熱意が必要である。安全安心という点も含め、財政健全化計画を踏まえた中で計画策定に当たってほしい。

委員長：他町の例であるが、積極的に空き家の情報提供を行う等若者たちの受け入れに対する町職員の熱意と、町のしっかりとした受け入れ体制を感じた。若者たちを呼び込むには、そのような熱意が大事であり頑張ってもらいたい。また、総合計画後期基本計画策定に当たっては、町民とのワークショップ、意見募集等様々な手続きがあるが、本当に町民の参画と協働が推進できるように、しっかりと自治基本条例に則り手続きを進めてほしい。

(4) 大磯町町税条例の一部改正について

平成 26 年度地方税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、「大磯町町税条例」を改正することについて、担当課（税務課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

平成 26 年度の地方税制改正は、社会保障の安定財源を確保するために個人住民税の給与所得控除の見直し、法人税割の税率の見直し、復興支援のための税制上の措置、固定資産税の特例措置等の税制措置を講じることとした。これらを踏まえた法改正に伴い、法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き下げ、固定資産税の課税標準額の特例等の町税条例の改正を行うこととなった。

まず、法人町民税法人税割の税率見直しについては、地方の税制抜本改革を着実に実施する観点から、都市部とそれ以外の地域間の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税 8 % の段階で法人町民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資化とするための地方法人税が創設され、法人税割の税率が引き下げられた。

法人町民税法人税割の税率の改正は、標準税率 12.3 % が 9.7 % に、制限税率 14.7 % が 12.1 % に 2.6 % 引き下げられる。対象事業年度は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとなり、施行日は平成 26 年 10 月 1 日の予定である。

法律施行後は、現在の法人税割による 2.3 兆円の地方自治体に対する歳入のうち、0.6 兆円が地方法人税として国税化され、地方交付税の原資となる。

次に、軽自動車税の税率見直しについては、現在の軽自動車は速度や馬力等性能が向上して普通車と比較して遜色ない状況にあるが、税制面では普通車と比較して 2 万円以上の開きがある。また、軽自動車税は、市町村において貴重な財源として税率見直し要望が出されていたことにもよる。

今回の税率改正は大きく 3 点ある。1 点目として、軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率について自家用自動車は 1.5 倍、その他は約 1.25 倍に引き上げ、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。2 点目として、環境負荷への配慮としてグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車等について標準税率の概ね 20 % の

重課を導入し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。3 点目として、原動機付自転車及び二輪車の標準税率を約 1.5 倍に引き上げ、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

次に、固定資産税・償却資産・耐震改修家屋の見直しについては、大きく 3 点の改正がある。1 点目は、条例引用規定の改正である。地方税法に定められた固定資産税非課税対象物件の規定整備により 2 項が追加されて項に変更が生じたため、条例に引用する規定の改正を行う。2 点目は、固定資産税償却資産の課税標準額の見直し・創設である。業務用に取得した償却資産の特例として公害防止施設等の見直しが行われ、新たに業務用ノンフロン機器の特例が創設されたため、特例措置の内容（特例割合）を条例に規定する。この規定の対象とする公害防止施設は、汚水・排水処理施設、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、土壌汚染防止法の特定有害物質排出抑制施設である。3 点目は、耐震改修家屋の減額である。耐震改修の促進に関する法律の改正により、住宅以外の不特定多数の者が利用する病院、ホテル、旅館等の建物に耐震診断報告が義務付けられ、耐震改修の支援策として地方税法に減額措置が創設されたことに伴い、減額申告に必要な事項を条例に規定する。

本議題は議案として提出される予定であるが、次の質疑があった。

◎主な質疑

問. 資料 2 ページの法人住民税の税率引下げ分に相当する地方法税（国税）を創設し、全額を地方交付税原資化するということである。国の地方交付税の配分は地方財政計画により決められるが、大磯町として税率引き下げにより減額した分は、地方交付税で同額が交付されるのか、その見通しは立つのか。

答. 地方法人税の創設に伴い、町の法人町民税の影響は受ける。平成 25 年度法人町民税は、調定ベースで法人税割額約 1 億 800 万円を見込んだが、今回の法律改正により約 2,000 万円減少すると推計している。また、本町は交付団体であるため、減額となった法人税割額約 2,000 万円の約 75%に当たる約 1,500 万円が普通交付税として交付されると推測されるが、普通交付税は全国の交付団体の財政状況に応じて調整されるため、見込み額については確定できない状況にある。

問. 地方財政計画は国が決めるものであり、見込み額は確定できないということであるが、先ほどの総合計画後期基計画の説明では、計画は財政計画を踏まえた中で策定するということであり、今後、国の方針が変わり財政状況が翻弄され得ることに対して町としてどのように考えるのか。

答. 財政計画を立てる上で制度改正は悩ましい問題である。現時点で町財政へ大きな影響を及ぼすことが予想されるのは子育て関係の制度であり、地方消費税増額分で賄えるのか分からない状況にある。そのため総合計画は、策定時点の財政推計を基に策定することになる。今年度は地方消費税分を 6,000 万円見込むが、その分の地方交付税は減額されるため、地方法人税の影響のみでなく、地方消費税

の影響と合わせて見込まなければならないと考える。

問. 予算審議では6,000万円歳入を見込むが3,900万円歳出が増えるということであつたと思うが、国と地方の関係において、現実には町の見込みどおりにはいかない仕組みであることを相互認識するために、町民への説明の機会を設けてほしい。次に、資料の固定資産税の非課税の範囲（地方自治法第384条の10の4）として認定こども園の用に供する固定資産が追加されているが、株式会社が設置する認定こども園も対象となるのか。

答. 認定こども園を固定資産税の非課税の範囲として規定するため、設置者による判断はないと考える。

問. 資料の軽自動車税の二輪・原動機付自転車に「ミニカー」が規定されているが、このミニカーとはどのようなものか。

答. ミニカーは、三輪の50ccの車で、後輪の軸間が50cmを超えるものとして定義されている。例えば、宅配ピザ等で使用されるフード付き三輪の原動機付自転車である。

（5）小湊海岸松林地区における風致地区等の指定について

小湊海岸松林地区における風致地区等の都市計画原案、条例素案等について、担当課（都市計画課）から資料に基づき説明があつた。説明概要は次のとおりである。

風致地区等の計画対象地は、町役場を含む小湊海岸松林地区であり、池田成彬邸から嶋立庵までの区域を風致地区及び特別用途地区に重複指定するとともに、海岸線に残る一団のくろまつ林を特別緑地保全地区に指定する。

現在の進捗状況は、まちづくり条例に基づく昨年9月に開催した懇談会の意見を踏まえ、都市計画原案及び条例素案を作成し、5月1日から縦覧・意見募集の手続きを開始している。

まず、都市計画原案及び条例素案について、風致地区と風致地区条例から説明する。

風致地区は、都市の風致である樹林地、水辺地などの良好な自然的景観を維持するために都市計画に定める地区であり、地区内の建築物の建築等の一定の行為を行う場合には条例の基準に適合する必要がある、あらかじめ町長の許可が必要となるものである。神奈川県風致地区条例では、地区特性に応じて風致地区を第1種から第4種まで定めている。指定方針については、緑豊かな大磯らしい環境の維持・保全を図るため、大規模敷地（別荘群等）が残る区域を先行して指定し、戸建住宅については風致のあり方などの調査・検討を進める。都市計画原案の概要については、1区域で、名称は小湊海岸松林風致地区、面積は約11ヘクタールである。

次に、大磯町風致地区条例の概要については、本条例は都市計画法（第58条第1項）に基づき、建築物の建築といった行為の許可基準などを定める。この風致地区条例は国が許可基準等を示した政令があり、神奈川県の風致地区条例をはじめ、全国の風致地区条例はほぼ同一のつくりとなっているため、大磯町の風致地区条例は、神奈川県の風致

地区条例を基本に制定することを検討している。本地区では、建築物の高さは10m以下、建ぺい率は40%以下、壁面の道路からの距離は1.5m以上、道路以外からの距離は1m以上となる。条例は神奈川県とほぼ同じで11項目で構成するが、「5許可の基準」の「(1) 建築物の建築」中の④位置、形態及び意匠、⑥植栽、「(2) 工作物の建設」、「(4) 宅地の造成等」の①造成時の緑地率、③造成で生じるのりの形態意匠の部分については、町の景観計画やまちづくり条例と整合を図り、町独自の基準となるよう検討する。

続いて、特別緑地保全地区について説明する。特別緑地保全地区は、都市において良好な自然的環境を有する緑地について建築物の建築等の行為を厳しく制限することにより、緑を現状凍結的に保全し、将来に継承する制度である。指定方針については、本地区の周辺からの優れた風致・景観を保全し、地域住民の健全な生活環境を確保するために指定するもので、具体的には海岸線に残る一団のくろまつ林の区域について、現地の植生状況を考慮して指定する。なお、飛砂防止保安林の指定により既に保全されている区域は除外して指定する。都市計画原案の概要については、名称は小湊綾海岸松林特別緑地保全地区、面積は約1.3ヘクタールである。指定による所有者の制限とメリットであるが、所有者の制限については、特別緑地保全地区に指定されると通常の維持管理以外の行為は許可が必要となり、現状凍結的な強い行為規制であるため、緑地の保全上支障がある行為は、原則許可されない。所有者のメリットについては、固定資産税が最大2分の1等、税制上の優遇措置を受ける。また、土地の利用に著しい支障を来たす場合に土地の買取り申出ができ、町は土地を買い入れる義務を負う。

続いて、特区别用途地区と大磯町特別用途地区建築条例について説明する。特別用途地区は、用途地区の制限を補完し、条例により制限を「緩和」あるいは「強化」する制度である。本制度の活用事例として、箱根町において本来の用途地区では立地できない箱根細工を営む工場やホテル、旅館について、特別用途地区を定め、町の条例で用途制限を「緩和」することで立地を可能としている。指定方針については、歴史的建造物を歴史的・文化的資産として保全するとともに、観光資源として活用するために、風致地区の指定区域と同様の区域に指定する。都市計画原案の概要については、1区域で、名称は邸園文化交流地区、面積は約11ヘクタールである。

大磯町特別用途地区建築条例の概要については、本条例は建築基準法（第49条第2項）に基づき制定するもので、第一種低層住居専用地域の用途制限を緩和し、歴史的建造物の保全を前提とした活用を図ろうとするものである。本条例における建築規制の緩和としては、本地区の用途地域である第一種低層住居専用地域の制限にかかわらず、建築することができる建築物を定める。具体的には、町長が歴史的建造物を活かした大磯町新たな観光の核づくりの推進に資するものと認め、かつ、周辺環境を害するおそれがないと認めて許可した場合に、飲食店、ホテル又は旅館などの建築物を建築することができるとする。なお、町長は許可する場合には、あらかじめ、大磯町まちづくり審議会の意見を聴くこととしている。用語の定義では歴史的建造物について、大磯町まちづ

くり審議会答申の歴史的建造物等リストに記載されているもののうち、邸園文化交流地区内に位置するものと定義する。(龍吟庵(旧富真別荘)、旧大隈重信別荘、旧古河潤吉別荘・旧陸奥宗光別荘、旧西園寺公望別荘・旧池田成彬別荘、旧伊藤博文別荘、鳴立庵)

今後の進め方については、現在、3つの都市計画手続きと2つの条例手続きがあり、それぞれの手続きを進めている。平成25年9月に開催した懇談会意見を踏まえ、都市計画原案及び条例素案を作成し、土地所有者、関係機関との協議を行った後、5月1日から縦覧、説明会、意見募集を行っている。今後は、提出された意見、議会や都市計画審議会の意見を踏まえ、都市計画案及び条例案を作成する。都市計画案については、再び縦覧、説明会、意見募集を行う。また、条例案については、議会に提案後、都市計画審議会の審議を経て、都市計画の告示、条例の施行を行いたいと考える。

◎主な質疑

問. 歴史的建造物ではないが、役場西側のアマダ迎賓館「翠溪荘」は、一時期料亭のように使用されていたが、法的に使用できなくなった。ここは特別用途地区のエリアに入っているが、以前のように料亭などとして使用することはできるのか。

答. アマダには龍吟庵(旧富真別荘)という歴史的建造物が建っており、同一敷地内に翠溪荘が建っているという状況である。この龍吟庵(旧富真別荘)が、新たな観光の核づくりに資する事業となるのであれば、レストランやホテルなどに使用することができる。条例に規定する条件を満たすのであれば、合法的に使用できると考える。

問. 特別用途地区の都市計画原案及び条例素案の説明会は、5月18日にどこで行うのか。また、説明会は1日のみという考えか。

答. 今回の説明会は、広報おおいそ5月号や町ホームページ等で周知しているが、都市計画原案及び条例素案の内容を町民や企業に説明することを趣旨として、5月18日、午後3時から本庁舎4階第1会議室で開催を予定している。また、説明会は、縦覧期間中に1回の開催を考えている。

問. 風致地区条例と特別用途地区建築条例の2条例を策定するとともに、風致地区の中に重複して特別緑地保全地区を定めるということであるが、都市計画案と条例案の策定手続きは同時に行われるという理解でよいのか。

答. 今回は3つの都市計画と2つの条例を策定するため、手続きが非常に複雑となる。まず、都市計画については、風致地区と特別用途地区を重複して決定し、さらに海岸線の松林、緑地部分については、特別緑地保全地区を決定することになる。この都市計画で決定する内容は位置と区域のみとなるため、それ以外に必要な規制等基準は、風致地区は風致地区条例で、特別用途地区は特別用途地区建築条例で定めることとなる。一方、特別緑地保全地区は、都市緑地法に基準が設けられているため、町条例を策定する必要はない。以上のことから、都市計画案及び条例案の策定、告示・施行までの手続きを並行して進めていきたいと考える。

問. この風致地区は、神奈川県風致地区条例の種別に準じて、町は第3種風致の指定を予定するということであるが、県条例の第3種風致地区とは具体的にどのような地域となるのか。

答. 神奈川県は第1種から第4種まで定めており、すべての地区が指定されている。第3種は、用途地域が第1種低層住居専用地域の区域に指定することになっている。

問. 用途地域は市町村で決められているため、風致地区の種別も県風致地区条例を基準に、町独自に8mや7mに制限することはできるのか。

答・ 現在、神奈川県内で約1万5,000ヘクタールが風致地区に指定されている。基本的には、大規模な指定が多く、大磯町のまちづくり基本計画上でも第1種低層住居専用地域の約400ヘクタールを指定することとなっている。本来、風致地区は幅広いエリアに指定するものであるが、今回はあくまでも先行して11ヘクタールという非常に狭いエリアを指定している。この狭いエリアだけを捉えると、10mの高さ制限を8mとすることも可能であるかもしれないが、厳しい規制とする場合には、地区に応じた地区計画といった都市計画制度で考えていくことも必要となる。今回の条例は、今後、残り約300ヘクタールの風致地区予定区域を見越して条例策定を行っている。なお、国の政令において建築物の高さ制限は、8m以上、15m以下の範囲と決まっているため、7m以上とはできないが8m以上は認められる範囲ではある。

問. 本来、第1種低層住居専用地域は良好な住環境を提供する地域である。今回、特別用途地区の規制緩和により不特定多数の方が出入りするレストランができた場合に、周辺住民の暮らしに影響が出る場合も想定される。その辺を説明会等の中でしっかり説明し、意見を聞いてほしいがどうか。

答. 第1種低層住居専用地域であるため、住環境は大事である。今回の緩和に当たっては、飲食店の中でも歴史的建造物を活かした観光の核づくりの推進に資するものであり、かつ、周辺の環境を害するおそれがないものに限り許可したいと考えている。また、許可に当たっては、第三者機関であるまちづくり審議会の意見を聞くことも考えており、その辺を説明会の中でしっかり説明していく。

問. 国道から50m程のところで用途地域が異なるが、今回の特別用途地区建築条例では用途地区の変更は必要ないという判断でよいのか。

答. 滄浪閣のあたりは、国道から50mまでが第1種住居地域、それより海側が第1種低層住居専用地域となっている。今回の条例は、新たな観光の核づくりの推進等の条件を満たすものについて、第1種低層住居専用地域においてレストラン、ホテルなどができるという用途の緩和を行うということである。第1種低層住居専用地域に条件を付けて緩和し、第1種住居地域相当の利用ができるという考え方である。

問. 第1種低層住居専用地域でも、新たな観光の核づくりの推進などの条件から床

面積 3,000m以下で、建物の高さが 10m以下のレストラン、ホテルなどが建てられるということであるが、別の地域を指定する場合も、新たな観光の核づくりという観点で指定を考えていくのか。

答. 今回は、新たな観光の核づくりの邸園文化交流園において大規模敷地が残っているエリアを限定して特別用途地区を指定する。別の地域を指定する場合には、個別に行うか、用途地域を変更するかなど、様々な手法があると思うので、個々の判断になると考える。また、旧吉田茂邸がそうであるが、建築基準法第 48 条の但し書きなどで戸別に 1 棟ごとに許可する制度もある。別の緩和の手法としては、用途を変更するという方法もあり、その辺は地区のまとまり具合等を見ながら判断することになると思う。

問. 用途地域には多くの所有者がいる場合と 1 事業者が所有している場合があるが、1 事業者が申請して地区計画を策定して手続きを進めることができるという考え方でよいのか。

答. 敷地が非常に大きい場合は、都市計画提案制度などもあり、民間事業者から地区計画とセットで用途地域変更の提案を受けることもあり得ると思う。

問. 風致地区のエリアに民家があるが、風致地区に指定された場合には現在の規制は緩和されるのか、厳しくなるのか。厳しくなるとすれば、民家の財産に影響を及ぼすこともあり、風致地区の指定は相当な賛成者がなければ難しいと思うがどうか。また、都市計画決定後にガスト跡地のマンション手続きが開始された場合、規制内容に変更は生じるのか。

答. 風致地区の指定により、大きく捉えて現状よりも厳しい方向になる。具体的には、第 1 種低層住居専用地域の建ぺい率が現状 50%であるが、第 3 種風致地区に指定すると 40%（どのような敷地であっても同一）となり 10%厳しくなる。ただし、今回示している都市計画原案は、大規模敷地を先行して指定しており、緑辺部の戸建て住宅地については指定区域から外しているために指定の影響は受けない。次に、合意形成については、賛成を得るというものではなく、縦覧による意見、都市計画審議会の審議等を踏まえ決定していく。次に、手続きについては、都市計画決定は告示により効力を生じるため、告示後に建築確認申請を行う物件は先ほどの建ぺい率 40%の適用を受けることとなるが、現在、手続きを進めているマンションや戸建て住宅は、現行の規制の適用となる。

意見. 将来的に、もっと広いエリアを風致地区に指定していくに当たり、これが大磯町の風致地区指定のモデルとなると思うので、その点も考えて進めてほしい。風致地区の指定により、この地域の環境がよくなることを多くの町民が関心を寄せ、期待していると思うので詳しい説明をお願いする。

問. 特別用途地区建築条例の概要に記載されている歴史的建造物等リストの名称に「旧伊藤博文別荘」とあるが、伊藤博文公は居住していたのであるから「旧伊藤博文公邸」という表現ではないのか。

答. 既に答申されている歴史的建造物等リストから抜粋しているが、再度確認する。

問. 特別用途地区は特別用途地区建築条例の説明では、この指定区域に新しい建物を建てることができるとしており、その場所は滄浪閣のあたりと想定する。建物を建てる基準として景観があるが、その風致地区に合う建物についての許可、規制が必要であると思う。現在の景観計画では、意匠と色くらいの規制であるが、この地域はかなり重要な地域となるため、建物も地域にふさわしい建物でなければならないと思うが、その点はどのように決めていくのか。

答. 本条例は、住宅しか建築できない第1種低層住居専用地域において、一定の条件を満たすことにより飲食店等が建築できる条例である。それ以外の基準としては景観計画などがあるが、今回、新たに都市計画として風致地区、特別緑地保全地区を指定し、海岸線の松林などを保全するとともに、建物の建ぺい率も40%としている。許可するに当たっては、歴史的建造物を活かした事業という部分も判断することとなるが、基本的には景観計画やまちづくり条例などとの整合を図ることになると考える。

問. 現在のまちづくり条例と景観計画では、本当に地域にふさわしいものができるのかは疑問である。今回は条例により緩和していくが、大磯らしい良さを残すためには基準をしっかりと決めておかなければ、緩和して建築された建物は町民にとって納得のいくものではなくなる。風致地区は指定したが、そのような部分で町民の合意が得られないことにもなるため、その点を注意してしっかりと考えてほしいがどうか。

答. 町にはまちづくり条例及び景観条例があるが、今までの事例では質問事項の対応は難しいのではないかと思う。1つの制度で制限できるものはあまりなく、各種の制度を組み合わせるということもある。また、まちづくり条例では、景観の考え方の中には個人差もあることから、そのような点では可能な住民参加の手続きにより審議、協議を行うとともに、事業者との協議を進めることになる。今回、新たに風致地区の指定等に加え、従前の制度のさらなる強化を図るとともに、保全・活用のための緩和という、様々な制度を組み合わせる中で、より良い住環境のまちづくりを進めていきたい。

意見. これは非常に重要なことであると思う。今は観光のために風致地区等の指定を行っているが、一度建ててしまった建物は長期に残ることになる。町は将来に向けて地域にふさわしい建物が建築されることについて、現状を検証した中で、改善すべき部分はしっかりと進めてほしい。

(6) 自然エネルギーの導入推進に向けた制度に整備について

まず、総務建設常任委員会委員長が、本議題により「(仮称)大磯町省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する条例」骨子案の策定経過と今後の手続きについて説明を行った。

本議題は、平成 21 年 11 月に施行した大磯町議会基本条例の規定事項をさらに推進するために、平成 25 年 7 月に議会運営委員会がまとめた議会改革継続検討事項の議員間の十分な討議を通じて政策立案、政策提言を行うことを実行するものである。

政策提案・提言に向けた常任委員会の調査研究テーマとして、総務建設常任委員会は「自然エネルギーの導入推進に向けた制度の整備」を決定し、本日までに再生可能エネルギー等の利用促進に関する条例の制定に向けて研修会及び勉強会を 9 回開催し、「(仮称) 大磯町省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する条例」骨子がまとまったので、骨子案について最終確認を行う。

今後、骨子案は議会報告会における報告、大磯町環境審議会との意見交換、町民団体との意見交換、パブリックコメント等の手続きを経て変更等を行い、議員提案による条例施行を考えている。当初、条例案を 9 月議会定例会への提案を予定していたが、町民の意見等を聞く機会の拡充と町側との事務手続きのすり合わせ等により、12 月議会定例会への提案を予定し、平成 27 年 4 月 1 日からの施行を考えている。本日は、策定スケジュールについても最終確認を行う。

次に、条例骨子案の確認を行った。条例骨子案の概要は次のとおりである。

表題は、「(仮称) 大磯町省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する条例 (骨子案)」である。

1. 前文は、「化石燃料を大量に消費するエネルギー政策は、長年にわたり地球温暖化など、環境に大きな影響を及ぼしてきました。また、2011 年の福島第 1 原子力発電所の事故によって原子力の巨大なリスクが明らかになり、私たちはこれまでのエネルギーの使い方を今一度立ち止まって考える必要があると気づきました。大磯町は豊かな自然と多くの歴史的文化遺産を有する風光明媚な住宅地として、環境基本計画などにより環境保全に取り組んできました。これからはそれに加え、町民一人ひとりが省エネルギーを推進し、化石燃料や原子力に頼らない再生可能なエネルギーを活用したエネルギー政策の推進が不可欠です。私たちは、自然豊かな環境と、災害に強い安心・安全な地域社会を次世代に引き継ぐためにこの条例を制定します。」である。
2. 目的は、「この条例は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進について、大磯町、町民及び事業者の役割を明らかにすることにより、環境への負荷の低減を図り、持続可能な地域の発展及び町民の安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とします。」である。
3. 定義については、条例に規定する用語の町民、事業者、省エネルギー、再生可能エネルギーについて、その意義を説明する。
4. 基本理念は、「①町、町民及び事業者は、地域のエネルギーは地域のものという共通認識のもとに相互に協力して、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の促進に積極的に努めるものとします。②再生可能エネルギーは、経済

性及び持続性に配慮しつつ利用を図るものとします。③再生可能エネルギーは、地域に根差した主体が、地域の発展に資するように利用するものとします。④再生可能エネルギーは、地域内における公平性及び他者への影響に十分配慮して利用するものとします。⑤省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用にあたっては、環境負荷の低減や地域の自然環境の持続性に配慮するものとします。」である。

5. 町の役割は、「①町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用を積極的に推進するものとします。②町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用状況について情報収集に努めるとともに、町民と事業者の理解に資するため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する情報と学習の機会を提供するものとします。③町は、次世代を担う子供に対する省エネルギー及び再生可能エネルギー並びに環境の保全に関する教育の取組みを支援するものとします。」である。
6. 町民の役割は、「町民は、自主的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用についての知識の習得と実践に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。」である。
7. 事業者の役割は、「①事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとします。②再生可能エネルギーによる発電等の事業を営む、又はこれから営もうとする事業者は、将来にわたり資源の活用における環境の保全と他者への影響に配慮するものとします。」である。
8. 連携の推進としては、町、町民及び事業者が協働して省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用を推進するほか、国、他の地方公共団体、大学、研究機関等との連携に努めることを規定する。
9. 委任としては、条例の施行に関して必要な事項は、規則、要綱等で別に定めることを規定する。
10. 附則として、この条例を平成 27 年 4 月 1 日から施行することを規定する。

◎主な意見

意見. 前文の「・・・使い方を今一度立ち止まって考える必要があると気付きました。」を「・・・必要があることに気付きました。」としたほうがよい。

委員長： 条例骨子案をこのように決定するが、今後、様々な機会で出された意見を参考として変更等を行っていきたい。今回の意見を踏まえ、条例骨子案を作成して5月17日開催の議会報告会で町民の方に説明する。また、資料として、骨子案策定までの検討経過を意見交換会等で分かりやすく説明するため、検討経過の一覧表を作成したので確認をお願いする。

次に、制定スケジュール案の確認を行った。制定スケジュールの概要は次のとおりである。

昨年より条例制定に向けて総務建設常任委員会勉強会で調査研究を重ね、条例骨子案がほぼまとまったことにより、本日、条例骨子案について総務建設常任委員会協議会で確認を行うこととした。また、進捗状況については、議員全員協議会で適宜、説明する予定である。今後、パブリックコメント、議会報告会、関係団体等との意見交換など、広く町民の意見を聞き、条例策定を進める。

まず、5月17日に議会報告会で条例制定に向けた調査研究の状況報告を行う。6月下旬には、関係団体として大磯町環境審議会との意見交換を行うほか、8月には町民説明会、9月にはパブリックコメントを予定し、10月発行の議会だより、ホームページ、情報コーナー等を利用して議会の考え方を公表する予定である。そして、12月議会定例会に条例議案を提出し、その後、議会だより、町広報、ホームページ等により広く町民への周知を図り、平成27年4月1日に条例施行する予定である。

以上の条例骨子案及び制定スケジュール案について質疑が行われ、質疑概要（町側からの質疑を含む。）は次のとおりである。

◎主な質疑

問. 本条例骨子案は他自治体の類似条例を参考としていると思うが、議会の役割を規定する必要はないのか。

答. 他自治体の類似条例は参考としたが、議会の役割を規定した条例はない。町、町民及び事業者の役割について規定している。

問. 議会提案の条例であるため、議会の役割として、町民への広報や執行者側へのチェック機能などが考えられるために確認した。

答. 貴重な意見であり、今後の議論の中で考えていきたい。規定すれば他に類を見ない条例になると思う。

意見. 今の町側の意見は、議会基本条例の条文と照らし合わせた中で、リンクさせるものがあるか否か、議会基本条例の規定で対応できるのか説明できるようにしておきたいと思う。

委員長：この条例の特長は、「地域のエネルギーは地域のもの」であるということが基本にあると思う。地域に還元できる政策として進めて行きたいと考えているので、よろしくお願いします。

(7) その他

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。